10月6日（日）元年度表彰式典を開催します

市では、市の公益の増進に寄与し、市民の生活と文化の向上に特に功労のあった方を表彰します。

今年は10月6日（日）午後1時半から市民プラザホール（市役所1階）で表彰式典を開催し、表彰状を31人の方と4団体に贈呈いたします。

※手話通訳者あり。

表彰される方は次の通りです。

【表彰状】産業功労＝1人▼技能功労＝3人▼保健衛生功労＝2人▼社会福祉功労＝3人▼防災功労＝10人▼行政功労＝2人▼納税功労＝1人▼環境功労＝1団体▼善行＝1人▼市民体育功労＝8人と2団体▼文化功労＝1団体

詳しくは秘書広報課秘書係☎470・7712へ。

住民票とマイナンバーカードに旧姓（旧氏）が併記できるようになります

11月5日（火）から、住民票、マイナンバーカードなどに旧姓を併記し公証できるようになります。旧姓を併記するには市民課での請求手続きが必要です。

【併記開始日】11月5日（火）

※請求手続きも当日から受け付けます。

【旧姓併記可能書類】住民票の写し▼マイナンバーカードまたは通知カード▼公的個人認証サービスの署名用電子証明書

【請求に必要な物】①併記したい旧姓が記載された戸籍から現在の氏が記載された戸籍謄本など②マイナンバーカードまたは通知カード

【ご注意】併記できる旧姓は1人1つのみです▼住民票に旧姓を併記するとマイナンバーカードなどにも旧姓が併記されます▼旧姓を併記すると住民票には現在の氏と旧姓の両方が必ず表示されます

詳しくは市民課住民記録係☎470・7722へ。

防犯灯の維持管理費に補助金を交付します

市では、補助対象となる防犯灯や装飾灯を管理している自治会や商店会に対して、平成31年度上半期（平成31年4月1日～令和元年9月30日）にかかった費用（電気料金・器具取替経費）を補助します。

10月18日（金）までに、管理課道路・河川施設担当（市役所5階）へ必要書類を持参の上、申請してください。

なお、過去に補助金の申請をしている自治会や商店会については、9月中旬頃に案内の通知文を送付する予定です。

詳しくは同担当☎470・7767へ。

国民年金だより

外国籍の方も国民年金の加入が必要です

国民年金は、日本に住所を有する20歳以上60歳未満の方が加入する制度です。外国籍の方も国民年金に加入しなければなりません。

国民年金に加入して、受給要件（※）を満たせば「老齢基礎年金」はもちろん、万が一、病気やけがによって障害が残った場合には「障害基礎年金」、亡くなられた場合には、その配偶者や子に「遺族基礎年金」が支給されます。

また、短期間で帰国し受給要件を満たさなかった場合でも、保険料の支払期間が6カ月以上あれば、帰国後2年以内に請求することで、「脱退一時金」が受け取れます。

ただし、次の方はご本人が加入手続きをする必要はありません。

厚生年金保険などに加入している方▼厚生年金保険などに加入している方の被扶養配偶者

※法改正により「老齢基礎年金」の受給資格期間が25年から10年に短縮されました。

詳しくは武蔵野年金事務所☎0422・56・1411へ。

ご存知ですか 高齢者の見守り・声掛けの関連事業をご案内します

市では、高齢者の見守りに関する事業を多数実施しており、さまざまな視点から高齢者の見守りに取り組んでいます。

各事業には下表の通り、対象となる方の要件などがあります。

詳しくは各担当へ（下表参照）。

みまもりネットワーク事業のしくみ

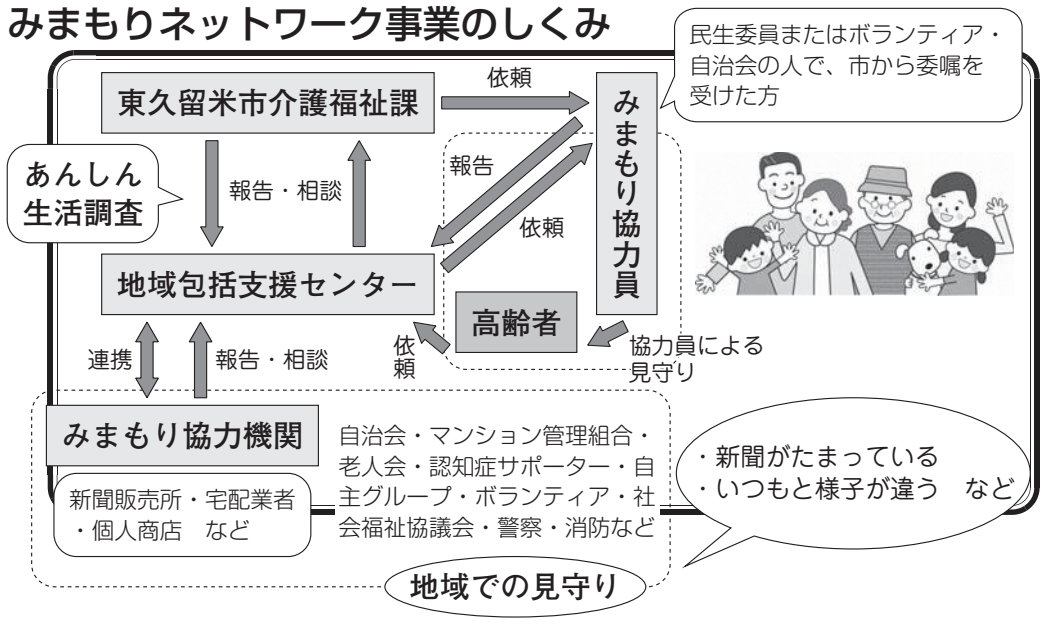

事業名	対象者	内容	担当
みまもりネットワーク事業	おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者または高齢者のみ世帯で、介護保険など定期的な公的サービス未利用の方	みまもり協力員が高齢者に声掛けや遠い見守り（郵便物の確認など）を行います。地域包括支援センターで相談の上、個別に計画します	東部地域包括支援センター☎473・9996、本部☎428・7788 中部地域包括支援センター☎470・8186、本部☎451・5121 西部地域包括支援センター☎472・0661 介護福祉課地域ケア係☎470・7777（内線2502）
配食サービス事業	おおむね65歳以上のひとり暮らしまたは高齢者のみの世帯で、日常生活に支障がある方	バランスの取れた配食で健康保持を図るとともに、定期的な触れ合いで安否確認をします。原則週２食まで（昼または夜）。利用料は１食500円	
あんしん生活調査	75歳以上のひとり暮らしまたは高齢者のみ世帯の方	高齢者の生活を支える基礎情報を、包括支援センター職員が直接訪問してお伺いします。市と包括支援センターで調査内容を保管します	
緊急通報システム事業	65歳以上のひとり暮らしまたは病弱な高齢者のみ世帯で、心臓疾患などで常時注意を必要とする方	直接消防署へ連絡できる機器を貸与します。協力員が２人必要（500ｍ以内に居住している方）。所得により負担額が異なります	福祉総務課高齢者福祉係☎470・7777（内線2508）
乳酸飲料配布事業	65歳以上のひとり暮らしで、みまもりネットワーク事業や配食サービスを利用していない方（介護保険など定期的な公的サービス未利用の方）	安否確認のため、乳酸飲料を週に４回配達します。緊急連絡先として２人必要。無料	
友愛活動（東久留米市シニアクラブ連合会）	シニアクラブ連合会に加入している老人クラブの活動区域で、ひとり暮らしをしている高齢者の方や高齢者世帯など	見守りなどが必要な方に対して、シニアクラブ連合会の会員が電話や声掛けで安否確認を行い、家庭訪問をして話し相手になることで孤立感を解消します	
ミニデイホーム・子育てサロン活動	主に日中に孤立しがちなひとり暮らし高齢者、障害者、乳幼児を抱える親など	趣味・健康・交流活動などを通して顔の見える関係をつくります。月１・２回	市社会福祉協議会☎471・0294
あんしん居住制度	都内（島しょは除く）在住、またはこれから居住する高齢者など	「生活リズムセンター」「緊急通報装置」「携帯用ペンダント」により、24時間安否確認と緊急対応を行います。	東京都防災・建築まちづくりセンター☎03・5466・2635

2年度～5年度に市立小学校で使用する教科用図書が決まりました

8月2日の教育委員会において、2年度から市立小学校で使用する教科用図書を採択しました。今回採択された教科用図書は中央図書館2階参考図書室で閲覧できます。

詳しくは指導室☎470・7781へ。

2年度～5年度に市立小学校で使用する教科用図書

種目	発行者
国語	光村図書出版
書写	光村図書出版
社会	東京書籍
地図	帝国書院
算数	学校図書
理科	大日本図書
生活	大日本図書
音楽	教育芸術社
図画工作	日本文教出版
家庭	開隆堂出版
保健体育	東京書籍
英語	光村図書出版
道徳	光村図書出版

リハビリテーション専門職による市民向け講演会「転ばない身体づくりと杖の使い方・靴の選び方～転ばぬ先の杖～」

「よく転びそうになる」「思うように足が上がっていない」などお悩みはないですか。日常生活でのちょっとした工夫が、あなたを転倒の危険から守ります。そこで、リハビリテーションの専門家「理学療法士」が、転ばない身体づくり、転ばない環境づくり、正しい靴の選び方や杖など福祉用具の正しい使い方などを分かりやすくお話しします。

【日時】10月10日（木）午後2時～3時半（1時半から受け付け）

【会場】市民プラザホール（市役所1階）

【講師】陽だまり訪問看護ステーション東久留米の理学療法士の盆出義也（ぼんでよしや）氏

【対象】おおむね65歳以上の市民の方（手話通訳あり）

【定員】先着100人

【費用】無料

当日直接会場へ。

詳しくは介護福祉課地域ケア係☎470・7777（内線2501～2503）へ。

土地・家屋の所有者が亡くなった際の手続きについて

土地・家屋の所有者が亡くなって、元年中に相続などの登記が完了しない場合は、登記が完了するまでの間、相続などの事実により、実際に土地・家屋を所有している方を届け出ていただく必要がありますので、ご連絡ください。

なお、既に対象者の「相続人代表者指定届出書」または「固定資産（相続財産）現所有者届書」を届け出済みの方は不要です。

詳しくは課税課土地資産税係☎470・7726、家屋資産税係☎470・7727へ。

固定資産税の現況調査（土地）を行います

2年度の固定資産税・都市計画税の課税に当たり、土地の利用状況の調査を行います。

調査は、市職員が市内全域を自転車で巡回し、更地だった土地に家屋が建築されるといった土地の利用状況の変化などについて、主に目視で確認するものです。実施期間は10月～12月ごろです。

※市職員は調査時に「固定資産評価補助員証」を携帯しています。

詳しくは課税課土地資産税係☎470・7726へ。

国民健康保険 平成31年3月分の診療費をお知らせします

国民健康保険は、私たちの健康と生命を守る大切な制度です。国民健康保険の健全な運営にご理解とご協力をお願いします。

◎被保険者

【診療件数】2万3663件

【診療費】6億716万45

84円（前年度比95・2％）

▼1件あたりの金額＝2万659円

※出典は国民健康保険毎月事業状況報告（6月報）。

詳しくは保険年金課☎470・7733へ。